

質問と回答は以下のとおりです。

2026年4月13日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	8	第1条 2. デジタル貿易の概要	「EN READY PROTOCOL ON DIGITAL TRADE - clean」の第1条 定義では「(h)「デジタル製品」とは、電子プログラム、テキスト、動画、画像、音声録音その他のデジタル符号化された製品で、商業的販売または配布を目的として作成され、電子的に送信可能なものをいう。ただし、金融商品(貨幣を含む)のデジタル化された表象は除く」とありますが、本調査のデジタル貿易で取り扱う製品は上記のデジタル製品が該当するということによろしいでしょうか。	デジタル貿易で取り扱う製品は、ご記載のデジタル製品が対象となりますが、具体的には「第1条調査の背景・経緯、2 デジタル貿易の概要」で記載しているデジタルIDやAI、データ保護、サイバーセキュリティ等のシステムも含まれていると理解しています。
2	12	第4条 調査の内容	「日本国内の官民の関係機関(外務省、経済産業省、JETRO、JBIC、日本貿易保険、民間企業団体(日本経済団体連合会、経済同友会、商工会議所など))からヒアリングとのことですがこれらのステークホルダーについては貴機構よりご担当者をご紹介いただけるのでしょうか。	本調査の目的と成果の観点より、ヒアリング先の関係機関についてはご提案頂いた上で協議の上決定したいと考えていますが、記載されている団体については担当者の紹介はいたします。
3	12	第4条 調査の内容	本調査で取り扱う製品が「デジタル製品」とした場合、「1. 準備業務(2026年6月上旬～同年7月下旬)」における調査も「電子プログラム、テキスト、動画、画像、音声録音その他のデジタル符号化された製品」を前提としたものという理解で問題ないでしょうか。もし上記理解が相違ない場合、例えば、「イ AfCFTAの概要と現状」の「AfCFTAを取り巻く状況」や「AfCFTA拡大によって比較優位がある産業と衰退可能性の高い産業の整理」などは、「デジタル製品」に関するAfCFTAを取り巻く状況や比較優位・衰退可能性の高い産業を整理するという理解で相違ないでしょうか。	本調査では、テキストや動画等を含むデジタル製品に加えて、貿易円滑化に資するデジタル化(デジタルID、サイバーセキュリティ、電子署名等)の製品やサービスも含まれます。具体例は、第1条 調査の背景・経緯、2 デジタル貿易の概要に記載されている主要分野をご参照ください。 他方、「イ AfCFTAの概要と現状」については、報告書の順番において「デジタル貿易プロトコルに係る進捗状況」の前に、デジタル製品やデジタル貿易に限らないAfCFTAの全般の概要を整理することを想定しています。
4	14	第4条 調査の内容、1. 準備業務(2)カ	企画競争説明書p.14に「カ 将来の支援スキームを見据えた分析」とありますが、これはp.12「1. 準備業務」の(1)の情報収集・整理・分析に含まれるもので、業務期間初期の準備業務の時期に実施することを想定している調査項目でしょうか。また、これらは対象3か国に関する分析を想定することで良いでしょうか？	企画競争説明書p.14「カ 将来の支援スキームを見据えた分析」は、整理された情報や分析を踏まえてされるものと理解しており、「1. 準備業務(2026年6月上旬～同年7月下旬)」(1)「…分析を通し不足するデータを現地ヒアリング時の収集事項に加え、補充していくこと」としていますので、不足データ収集後、ファイナルレポート提出時に含まれていれば問題ございません。対象国は3か国となります。
5	14	第4条 調査の内容、1. 準備業務(2026年6月上旬～同年7月下旬)、(3) 関係者ヒアリング	p.14に(3)関係者ヒアリングとありますが、関係者へのヒアリングは(1)に記載のある日本国内の官民の関係機関からのヒアリングとは全く別の業務になりますでしょうか。それとも、(3)は(1)のヒアリング業務も含まれており、AfCFTAに関する政策、戦略、現状・見通しを整理するためにヒアリング調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。	(3)は(1)のヒアリング業務も含まれており、AfCFTAに関する政策、戦略、現状・見通しの整理や現地で情報収集するための事前説明をするために、ヒアリング調査を実施するのご理解で問題ありません。特出しされている対象以外は、現地調査でのヒアリング対象機関となります。
6	14	第4条 調査の内容	「カ 将来の支援スキームを見据えた分析」に関して、対象とする範囲は、「ケニア、南ア、ナイジェリア、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ルワンダ」の7か国でしょうか、それとも「コートジボワール、ガーナ、ルワンダ」の3か国でしょうか。もしくは、その他でしたら対象範囲について教えてください。	「コートジボワール、ガーナ、ルワンダ」の3か国が対象となります。
7	15	第4条、4. 現地業務2、(3)	現地業務2、サイバーセキュリティにかかるワークショップ開催時に、開催国国内・国外からの参加者へ日当支払いの必要はあるか。ある場合に日当単価はいくらか。	日当の支払いが発生する想定です。金額については、独立行政法人国際協力機構外国旅費規程の基準を参考に「ご提案ください」 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/print/print11000027.html
8	15	第4条 調査の内容 4. 現地業務2(2026年10月中旬～11月上旬)、(3)	p.15-16に記載されているサイバーセキュリティに関する協働活動(ワークショップ等)について、ワークショップ参加者の航空券、宿泊先及び空港送迎の手配とありますが、こちらはコンサルタントからの支払いも含まれていますでしょうか。つまり、旅行保険代に加えて、10名程度のワークショップ参加者に対する航空券、宿泊代、空港送迎、日当などの支払いも想定しておくことで良いでしょうか。	ご理解の通りです。
9	16	第4条 調査の内容 4. 現地業務2(2026年10月中旬～11月上旬)	ワークショップに関する準備費用の見積はどのような形で提出するとよいか。特に、提案時点では参加対象者やその国などを提案する段階であり、確定していない認識である。参加者の航空券手配、宿泊施設、セミナー会場の費用などは、現地の当該機関に対する見積もりを出してもらったものを計上する必要があるか。	ワークショップの準備及び実施に必要な人月については、報酬の中に積算ください。その他の必要経費につきましてはご認識の通り、必要な経費を含め、包括的に具体的なご提案をいただけますと幸いです。参加対象者や参加国は、AfCFTA加盟国の中から、ITUが発表しているGlobal Cybersecurity Index等を参考にサイバーセキュリティの成熟度等を勘案して選定し、ご提案ください。なお、最終的な参加国は、現地調査の結果やAfCFTAとの協議を経て決定します。

10	17	第4条 調査の内容	AfCFTA事務局と貴機構の「業務連携協定(MoC)」および「年間協働計画(JWP)」につきまして、提案書作成段階では内容の入手・精査(追加調査)を行う想定はなく、貴機構より本調査開始後の適切なタイミングでご提供いただいた上で、調査結果と併せて最終提言に反映する、という進め方の理解で相違ないでしょうか	ご理解のとおりです。ご参考までですが、過去のMOCについては、ウェブ上でも公開されています。 https://www.jica.go.jp/africahiroba/info/press/2023/1530698_36555.html
11	19	プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項	(1)「AfCFTA拡大によって比較優位がある産業と衰退可能性の高い産業の整理・分析における着眼点」の対象は、コートジボワール、ルワンダ、ガーナの3か国を対象に整理すればよいのか、7か国すべてで見ると必要があるのか。	1. 準備業務、(2)「イ AfCFTAの概要と現状」は、AfCFTA概要を対象国から抽出し整理することを目的としているため、7か国を対象に整理をお願いいたします。
12	20	別紙2 報告書目次案	最終報告書の(3)アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易分野の現状、課題、ポテンシャル(他国企業及び日系企業進出状況等を含む)等(4)アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易に関する貿易・投資環境(制度や体制等)の現状と課題等、の違いは何で、具体的に何をかき分けることを求めているか？	・「(3)アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易分野の現状、課題、ポテンシャル(他国企業及び日系企業進出状況等を含む)等」は、デジタル産業・貿易の現状や周辺情報、日本企業の進出状況、投資のボトルネック等「第4条、1準備業務、(2)、デジタル産業・貿易分野の状況と日系企業のアフリカ進出状況」で整理された情報の記載をお願いします。 ・「(4)アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易に関する貿易・投資環境(制度や体制等)の現状と課題等」は、各国の制度、体制・人材・インフラの観点から貿易・投資環境についてご記載ください(「第4条、1準備業務、(2)、アフリカ対象3か国におけるデジタル産業・貿易に特化した貿易・投資環境の確認」の調査・分析結果を踏まえたもの)。

以上